

宿泊施設利用助成券(他県共済保養所・委託契約宿泊施設)

【助成対象者】 組合員及び被扶養者（被扶養者でない配偶者を含む）

【助成対象施設】 当組合ホームページの「契約宿泊施設」よりご覧ください。

【宿泊助成金額】

1人1泊につき 大人(中学生以上)2,000円 小人(小学生)1,500円 幼児 800円

※組合員1人あたり利用可能枚数は、当該年度4枚です。(追加発行不可)

※本券は組合員等の保養を目的としてご使用いただくものであり、公務出張での宿泊には利用することができません。

【利用方法】

- ①宿泊される施設に直接予約してください。
- ②「宿泊施設利用助成券」を記入。
- ③チェックイン時に、「宿泊施設利用助成券」を施設に提出してください。

・この助成券は、「共済事業ガイドブック 2024」の巻末に綴込されています。(緑色)

利用される前に、本券の裏面をお読みください。また、不正利用のないように、ご協力をお願いします。

太線枠内を必ず記入し、チェックイン時にフロントへ提出してください。

宿泊施設利用助成券 [他県共済保養所 委託契約宿泊施設]

利用期限 令和7年4月30日まで ※資格喪失後は、ご使用できません。

利用施設名	〇〇〇ホテル		
利用年月日	6年7月13日~	6年7月14日まで	1泊
組合員証記号-番号	〇〇〇-123	組合員氏名	共済 三郎

ご利用される方についてご記入ください。
※フロントの担当者様は記入内容をご確認ください。

利用者区分	氏名	続柄
組合員	共済 三郎	
配偶者(被扶養者以外も含む)	共済 桜子	
被扶養者	共済 真也	子

助成金額をご記入ください。【1枚につき3泊まで】

大人(中学生以上)	2,000円×	2人×	1泊=	4,000円
小人(小学生)	1,500円×	1人×	1泊=	1,500円
幼児(小学生未満)	800円×	人×	泊=	円
助成金額合計				5,500円

問合せ先:医療健康課健康推進係 TEL 058-277-1129
〒500-8508 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号
岐阜県市町村職員共済組合

注:ご利用方法については、裏面をよくお読みください。

利用される「施設名」や「利用年月日」必要事項は、必ず事前に記入してください。なお、宿泊料金等につきましては、利用施設へ直接お問い合わせしてください。

連泊される場合の助成は、助成券1枚につき3泊までとなります。4泊以上される場合は2枚目、7泊以上では3枚目を使用します。

組合員の配偶者を除いては、ご家族でも、被扶養者でない方は助成券をご利用できません。

人数と宿泊日数及び合計金額を記入してください。